平成２９年（フ）第４５号
静岡県掛川市秋葉路29番地の３
債務者　左田　修一
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　吉希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
長崎県長崎市江里町７番25号、旧住所長崎県長崎市戸石町1350番地１　林田アパート５号
債務者　木戸　翔平
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
沖縄県石垣市字真栄里307番地１　ドリームハイツ402号
債務者　泉水　朝惠
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津浦　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第３４号
沖縄県石垣市字真栄里307番地１　ドリームハイツ402号
債務者　泉水　桂子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津浦　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第９０号
宮崎県都城市広原町１号18番地５
債務者　宮崎平五郎
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０３２号
千葉県市川市入船５番９号
債務者　増田亜由子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３６号
千葉市花見川区作新台５丁目23番19号　Mハイム１Ｆ
債務者　磯田　将斗
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４０号
千葉市中央区大森町533番地28
債務者　森　　千絵（旧姓島津）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５１号
千葉県船橋市二和東４丁目５番20号　阿部方
債務者　千々岩邦久
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５７号
千葉県浦安市高洲３丁目11番21号　高橋マンション
債務者　澤木　　昇
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７１号
千葉県浦安市猫実２丁目11番15号　ハイツマルヤＣ（202）
債務者　佐藤　典男
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７３号
千葉市中央区松ケ丘町444番地11　山口マンション102号
債務者　佐竹　喜幸
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８６号
千葉市緑区誉田町２丁目20番地892
債務者　藤田　理江
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０９３号
千葉市緑区おゆみ野南２丁目19番地３　おゆみ野ドリームハイツ303号
債務者　澁谷　高弘
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１２号
千葉県船橋市北本町２丁目15番９号　プレジール新船橋105号
債務者　安藤　嘉浩
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２３号
千葉市花見川区花見川４番16棟505号
債務者　小林　志朗
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係